

八景中学校PTA 細則

(役員の数)

第1条 本会の役員の数、次のとおりとする

- 1) 会長1名とする
- 2) 監査2名の内、1名は教職員とする
- 3) 書記は1名とする
- 4) 会計2名の内、1名は教職員とする
- 5) 補佐は5名以内とする
- 6) 顧問は若干名とする

(委員の数)

第2条 本会の委員の数、次のとおりとする

- 1) 広報委員は5名以内とする
- 2) 愛護委員は5名以内とする

(委員会の構成)

第3条 委員会は、所属委員の互選により、委員長1名を選出する。

(会費)

第4条 会費は、月額350円×12ヶ月とする。

(特別会計)

第5条 本会は、会費より「創立記念事業基金」を設ける。

- 1) 積立金は、毎年会費より拠出する。ただし、令和5年度以降は拠出しない。
- 2) 「創立記念事業基金」は、周年事業の準備時および実施時に支出することができる。ただし、周年事業外であっても、特別な事業に全体委員会の承認を得て、支出することができる。

(付則)

第6条 本細則は、全体委員会において、出席者の過半数の賛成があれば改正することができる。出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。

第7条 第4条の規定に関わらず、令和7年度は会費を月額0円とし、会費を徴収しない。

(改定履歴)

第8条 本細則は、昭和60年4月1日から施行する

昭和60年4月1日	一部改正	平成2年4月29日	一部改正
平成4年4月29日	一部改正	平成17年3月9日	一部改正
平成19年10月25日	一部改正	平成22年2月17日	一部改正
平成24年1月28日	一部改正	平成28年4月20日	一部改正
令和2年4月24日	一部改正	令和5年2月14日	一部改正

令和 5年12月 8日 一部改正(施行日:令和 6年 4月 1日)
令和 6年12月 1日 一部改正(施行日:令和 6年12月 1日)